猪苗代町保育料等一覧表

幼児教育・保育の無償化が実施されています。

◎3歳（満3歳になった後の4月1日以降が対象）から5歳までのすべての子ども及び3歳未満の住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化されます。（町外の保育施設、一時預り等のサービスを利用している場合は別途手続きが必要となる場合がありますので、町こども課までお問合せください。）

町独自事業として給食費の無料化を実施しています。

◎猪苗代町独自事業として給食費の実費負担分を無料としています。
（町外に住所を有する小学校前就学前の子どもが町内の施設を利用する場合は、日額200円の負担となります。）

これまで行われていた下記保育料の軽減措置は継続して実施されます。

◎年収約360万円未満相当の世帯について、以下の保育料負担軽減措置を行います。

市町村民税非課税世帯の第2子無償化

市町村民税非課税世帯について、平成28年度に実施した多子計算に係る年齢制限の完全撤廃に加えて、第2子以降無償化を実施します。

○対象者
3号認定　市町村民税所得割非課税世帯

○多子カウントの年齢上限の撤廃
3号認定　小学校就学前　→　年齢上限なし

ひとり親等世帯の軽減制度の拡充

市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯のひとり親等世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子どもについて、保護者負担額の軽減措置を実施します。

○対象者
ひとり親等世帯で市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯

○1人目の保育料軽減

●保育料の算定について

① 保育料は、子どもの認定区分や年齢等に応じた保育費用の一部を負担していただくもので、父母又は同居の祖父母等（家計の主宰者である場合に限ります。）の市区町村民税額の合計額によって決定します。

② 保育料の切り替え時期について
4月から8月までの保育料・・・前年度の市町村民税額に基づく保育料
9月から翌年3月までの保育料・・・当年度の市町村民税額に基づく保育料

③ 控除等の取り扱いについて
住宅借入金等特別控除や寄付金控除、配当控除等の税額控除は、保育料の算定には含めません。

④ 年度の途中で修正申告をされた場合、婚姻・離婚により世帯の状況が変わった場合などは、保育料が変更になることがありますので、速やかに必要書類を提出してください。

⑤ 3号認定の子どもが誕生日を迎え2号認定に認定区分が変わっても、年度内は3号認定の額となります。



●1号・2号認定子どもの保育料
幼児教育・保育の無償化実施のため無償となります。

●3号認定子どもの保育料　　単位:円

		3歳未満児	
階層	区分	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満 （均等割のみ課税世帯含）	17,500	17,300
	うち母子家庭・障害者のいる世帯	8,100	8,100
第4階層	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満	27,000	26,600
	うち母子家庭・障害者のいる世帯 所得割課税額77,101円未満	8,100	8,100
第5階層	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	40,000	39,500
第6階層	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	54,900	54,000
第7階層	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	72,000	70,900

（保育料の月額　児童1人につき）

〇同時利用に係る多子軽減
同一世帯から2人以上の子どもが、こども園又は保育所等に入園している場合、最年長の子どもから順に、2人目が半額、3人目以降が無料となります。

〇多子世帯軽減拡充　（平成28年度からスタート）
第2階層・第3階層・第4階層の市町村民税所得割課税額　57，700円　未満の世帯については、きょうだいの年齢に関わらず第2子半額、第3子以降は無料となります。

〇ひとり親等世帯の軽減拡充　（平成28年度からスタート）
ひとり親世帯等の世帯や在宅障害児（者）のいる世帯のうち市町村民税所得割課税額　77，101円 未満の世帯については、保育料が上記の表に記載の金額に軽減され、第2子以降について無料となります。

〇ふくしま多子世帯保育料軽減事業（3歳未満児の多子世帯軽減）
満18歳に満たない子どもが、3人以上いる世帯の子どもで、年長順に数えて第3子以降の子どもで年齢が　3歳未満の子どもについては、次のとおりとなります。

第2階層～第4階層に属する世帯	該当する保育料×0．5
第5階層～第7階層に属する世帯	該当する階層の保育料 ┬（該当する階層の保育料の4分の1の額） 　　└（第4階層の保育料の2分の1の額） どちらか高い方の金額を引きます ただし、その子どもの保育料が同時利用で半額の児童の場合には、保育料×0．75

